平成３０年（フ）第２７０号
愛知県愛知郡東郷町清水４丁目12番地４　Ｆ・ロッシュ202号
債務者　熊谷　康樹
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１０号
名古屋市天白区一つ山４丁目１番地　一つ山荘南Ｔ－１棟105号
債務者　早川　裕道
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０号
神奈川県秦野市萩が丘９番24号
債務者　清水　麻衣
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９９号
神奈川県中郡二宮町中里697番地の１　サニータウン中里Ａ－106
債務者　中野みちる
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１１９号
神奈川県秦野市戸川452番地の59
債務者　渡邉　祐三
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１７１号
神奈川県伊勢原市東成瀬41番地の10　グリーンヒル202号、前住所神奈川県座間市相武台３丁目40番１－205号　ライフレビュー相武台
債務者　松川　恭通
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４号
青森市本町３丁目２番１号　Ｆｅｅｌ本町505号
債務者　鹿内　悠未
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
青森市大字八ツ役字芦谷237番地８　金澤ハイツ１階
債務者　加賀谷鉄也
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０２号
埼玉県越谷市大字袋山48番地９
債務者　木村　文子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１１号
千葉県柏市豊四季514番地16　ドルチェ南柏101号
債務者　佐々木　宏
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１７号
千葉県野田市山崎948番地の11　ブラザーズ運河205
債務者　佐々亜矢子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４５号
千葉県柏市新柏４丁目１番地１　オークパレス103号
債務者　宮本こず江（旧姓石嶋）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４６号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区39棟107号
債務者　高野　道子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４５７号
北海道恵庭市黄金北３丁目５番地１　（リバティーＩＢ号）
債務者　伊藤　賢司
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９１号
札幌市豊平区美園９条３丁目３番１－201号
債務者　浅野　和男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５０１号
札幌市東区東苗穂12条２丁目19番１－215号
債務者　石谷　隆仁
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１７号
札幌市東区北22条東６丁目２番３－101号
債務者　松本　洋範
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部